

滋賀県スポーツ推進計画の策定について

1 背景

- (1) 「スポーツ基本法」成立 (H23. 6. 24 公布 H23. 8. 24 施行)
(地方スポーツ推進計画)

第10条：都道府県及び市町村は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする。

- (2) 国の新しい「スポーツ基本計画」策定
・スポーツ基本法に基づき、文科省が H24 年 3 月 30 日付で策定

2 本県の取組概要と今後の予定

- (1) 審議する組織(スポーツ基本法 第31条に基づくスポーツ推進審議会設置)

① 条例改正 (平成23年12月28日成立・施行)

名称 滋賀県スポーツ振興審議会 → 滋賀県スポーツ推進審議会

② 審議会委員選任 (平成24年3月1日定例教育委員会)

委員 15 名 臨時委員 1 名

- (2) 計画の目的：本県のスポーツの現状を踏まえ、今後10年先を見据えたスポーツがめざす姿と、その実現に向けたスポーツ振興の基本的な考え方を示す。

- (3) 策定手順

① 第1回審議会開催 平成24年3月16日(金) 諮問(概要は下記)

② 4回の審議会開催予定

③ 平成24年度末 滋賀県スポーツ推進計画策定予定

【諮問概要】

諮問事項：「滋賀県スポーツ推進計画の在り方」

諮問理由

- ・スポーツは、世界共通の文化の一つであり、人格形成、体力の向上、その他、健康長寿の礎、活力に満ちた社会形成にも貢献するものである。
- ・本県では、平成14年3月に概ね10年間を見通して「滋賀県生涯スポーツ振興計画」を策定し、具体的な施策を展開してきた。
- ・その間、スポーツを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの体力低下、高齢化の進展、人と人とのつながりの希薄化等の問題が顕在化しており、問題解決の手がかりとしてスポーツへの期待が高まっている。
- ・国では、昨年「スポーツ基本法」が成立し、本年3月末をめぐりに「スポーツ基本計画」の策定が進められている。

以上のことから、本県において、現計画を踏まえ、国の「スポーツ基本計画」を参酌した「滋賀県スポーツ推進計画」を策定するにあたり、計画の在り方について、審議会に諮問する。